

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、無線局の免許の欠格事由について述べたものである。電波法（第5条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者には、無線局（注1）の免許を与えない。
注1 電波法第5条（欠格事由）第2項に掲げる無線局を除く。
- (1) 日本の国籍を有しない人 (2) 外国政府又はその代表者 (3) 外国の法人又は団体
(4) 法人又は団体であって、(1)から(3)までに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の A 以上若しくは議決権の A 以上を占めるもの
- ② 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。
- (1) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(2) 電波法第75条第1項又は同法第76条第4項（第4号を除く。）若しくは第5項（第5号を除く。）の規定により無線局の B から2年を経過しない者
(3) 電波法第27条の16（認定の取消し等）第1項（第1号を除く。）又は第6項（第4号及び第5号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
(4) 電波法第76条第6項（第3号を除く。）の規定により同法第27条の21（登録）第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- ③ 放送であって、基幹放送をする無線局（注2）については、①及び②にかかわらず、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。（注3）
注2 受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。
3 コミュニティ放送をする無線局にあつては、(3)を除く。
- (1) ①の(1)から(3)まで若しくは②の(1)から(4)までに掲げる者又は放送法第103条（認定の取消し等）第1項若しくは同法第104条（第5号を除く。）の規定による認定の取消し若しくは同法第131条（登録の取消し）の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
(2) 法人又は団体であって、①の(1)から(3)までに掲げる者が特定役員（放送法第2条（定義）第31号に規定する特定役員（注4）をいう。）であるもの又はこれらの者がその議決権の C 以上を占めるもの
注4 法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。
- (3) 法人又は団体であって、次のイに掲げる者により直接に占められる議決権の割合（以下「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が C 以上であるもの（(2)に該当する場合を除く。）
イ ①の(1)から(3)までに掲げる者
ロ 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
- (4) 法人又は団体であって、その役員が②の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるもの
- ④ 電波法第27条の14（開設計画の認定）第1項の認定を受けた者であって同法第27条の12第1項に規定する開設指針に定める納付の期限までに同条第3項第6号に規定する D 開設料を納付していないものには、当該 D 開設料が納付されるまでの間、同条第1項に規定する D の免許を与えないことができる。

A	B	C	D
1 3分の1	免許の拒否をされ、その拒否の日	5分の1	特定無線局
2 3分の1	免許の取消しを受け、その取消しの日	5分の1	特定基地局
3 2分の1	免許の取消しを受け、その取消しの日	3分の1	特定無線局
4 2分の1	免許の拒否をされ、その拒否の日	5分の1	特定無線局
5 3分の1	免許の拒否をされ、その拒否の日	3分の1	特定基地局

A－2 次に掲げる場合のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
2 基幹放送局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
3 固定局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
4 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために無線局を運用するとき。

A－3 無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 無線局の種別及び局数
 - (3) 識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
 - (4) 免許の番号又は包括免許の番号
 - (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由
- 4 陸上移動局、携帯局又は携帯移動地球局にあっては、免許に係る事務を行う免許人の事務所に免許状を備え付けなければならない。

A－4 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は A が、総務省令で定める限度をこえて B を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が B を与えない限度は、 C を使用して測定した場合に、その回路の電力が D 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、②にかかわらず、その定めるところによるものとする。

	A	B	C	D
1	高周波電流	重要無線通信に混信	受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路	10ナノワット
2	高周波電流	他の無線設備の機能に支障	その受信空中線	10ナノワット
3	高周波電流	他の無線設備の機能に支障	受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路	4ナノワット
4	空中線電流	重要無線通信に混信	その受信空中線	4ナノワット
5	空中線電流	重要無線通信に混信	受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路	10ナノワット

A－5 無線局に係る情報の提供に関する次の記述のうち、電波法（第25条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の利用に関する技術の調査研究及び開発を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の利用状況の調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- 2 総務大臣は、電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の利用状況の調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局に関する情報を提供することができる。
- 3 総務大臣は、電波の利用の促進に関する調査研究を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の有効利用に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- 4 総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信又はふくそうに関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。

A－6 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付等について述べたものである。無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者免許証再交付申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 B
- (3) A の変更の事実を証する書類（ A に変更を生じたときに限る。）
- ② 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から C 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

	A	B	C
1	本籍地の都道府県又は氏名	2枚	10日
2	本籍地の都道府県又は氏名	1枚	1箇月
3	氏名	1枚	10日
4	氏名	2枚	1箇月

A－7 次の記述は、非常の場合の無線通信の送信順位について述べたものである。無線局運用規則（第129条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信における通報の送信の優先順位は、次の(1)から(9)までのとおりとする。同順位の内容のものであるときは、受付順又は受信順に従って送信しなければならない。
- (1) A に関する通報
- (2) 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- (3) 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- (4) B に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- (5) C の復旧のため緊急を要する通報
- (6) D 、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- (7) 非常災害地の救援に関し、次のアからウまでの機関相互間に発受する緊急な通報
- ア 中央防災会議並びに緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び特定災害対策本部
- イ 地方防災会議等
- ウ 災害対策本部
- (8) 電力設備の修理復旧に関する通報
- (9) その他の通報
- ② ①の順位によることが不適当であると認める場合は、①にかかわらず、適当と認める順位に従って送信することができる。

	A	B	C	D
1	人命の救助	遭難者救援	無線設備	空港港湾施設の復旧
2	人命の救助	遭難者救援	電信電話回線	鉄道線路の復旧
3	人命の救助	負傷者治療	電信電話回線	空港港湾施設の復旧
4	重大かつ急迫な危険の回避	遭難者救援	無線設備	空港港湾施設の復旧
5	重大かつ急迫な危険の回避	負傷者治療	無線設備	鉄道線路の復旧

A－8 無線局の免許（包括免許を除く。）がその効力を失ったときに、免許人であった者が執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第78条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 遅滞なく無線従事者の解任届を提出しなければならない。
- 3 速やかに無線局免許申請書の添付書類の写しを総務大臣に返納しなければならない。
- 4 直ちにその無線設備を撤去しなければならない。

A－9 送信設備の空中線電力の許容偏差に関する次の記述のうち、無線設備規則（第14条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 道路交通情報通信を行う無線局（2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。）の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限50パーセントとする。
- 2 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限50パーセントとする。
- 3 中波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限5パーセント、下限10パーセントとする。
- 4 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限80パーセントとする。

A－10 無線局等に対する混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

- 2 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、重要無線通信を行う無線局及び電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

- 3 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又はその他総務省令で定める通信については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又はその他総務省令で定める通信については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A－11 次の記述は、地球局（宇宙無線通信を行う実験試験局を含む。）の送信空中線について述べたものである。電波法施行規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

地球局の送信空中線の最大輻射^{ふくしつ}の方向の A の値は、次の(1)から(3)までに掲げる場合においてそれぞれ(1)から(3)までに規定する値でなければならない。

- (1) 深宇宙（地球からの距離が B 以上である宇宙をいう。）に係る宇宙研究業務（科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下同じ。）を行うとき 10度以上
- (2) (1)の宇宙研究業務以外の宇宙研究業務を行うとき C 以上
- (3) 宇宙研究業務以外の宇宙無線通信の業務を行うとき 3度以上

	A	B	C
1	仰角	200万キロメートル	5度
2	仰角	100万キロメートル	8度
3	伏角 ^{ふくかく}	100万キロメートル	5度
4	伏角	200万キロメートル	8度

A－12 次の表の各欄の事項は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
F 2 D	角度変調であって周波数変調	 A	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
P 0 N	パルス変調であって無変調パルス列	変調信号のないもの	 B
J 3 E	 C	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
G 7 W	角度変調であって位相変調	 D	次の①から⑥までの型式の組合せのもの ①無情報 ②電信 ③ファクシミリ ④データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤電話（音響の放送を含む。） ⑥テレビジョン（映像に限る。）

A	B	C	D
1 デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン（映像に限る。）	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	デジタル信号である2以上のチャネルのもの
2 デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン（映像に限る。）	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの
3 デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	テレビジョン（映像に限る。）	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの
4 デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	無情報	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	デジタル信号である2以上のチャネルのもの
5 デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	無情報	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	デジタル信号である2以上のチャネルのもの

A－13 人工衛星局の無線設備の条件等に関する次の記述のうち、電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに低減させることのできるものでなければならない。
- 2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- 3 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- 4 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から経度の（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A-14 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の **A** 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる **B** のものとする。
- (1) 26.175MHzを超える周波数の電波を利用するもの
- (2) 空中線電力 **C** ワット以下のもの
- (3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
- (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
- (5) 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力50ワット以下のもの
- (6) **D** において使用されるもの
- (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント（9kHzを超え526.5kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
- (8) (1)から(7)までに掲げる送信設備のほか総務大臣が別に告示するもの

	A	B	C	D
1	2分の1	送信設備	20	特別業務の局
2	4分の1	送信設備以外	20	標準周波数局
3	2分の1	送信設備以外	20	特別業務の局
4	4分の1	送信設備	10	特別業務の局
5	2分の1	送信設備以外	10	標準周波数局

A-15 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 **A** 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 **B** を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6月以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により、無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) ①による無線局の運用の停止の命令又は運用許容時間、 **B** の制限に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し **C** に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **D** を経過しない者に該当するに至ったとき。
- (5) 特定地上基幹放送局の免許人が電波法第7条（申請の審査）第2項第4号ロに適合しなくなったとき。

	A	B	C	D
1	6月	周波数若しくは空中線電力	懲役	3年
2	3月	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	懲役	2年
3	3月	周波数若しくは空中線電力	罰金以上の刑	2年
4	6月	周波数若しくは空中線電力	懲役	2年
5	6月	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	罰金以上の刑	3年

B－1 次の記述は、陸上移動業務の無線局の落成後の検査及び免許の拒否について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 ア は、その旨を総務大臣に届け出て、その イ 、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。以下同じ。）及び員数並びに ウ について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする イ 、無線従事者の資格及び員数並びに ウ 等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 エ を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者から、電波法第8条（予備免許）第1項第1号の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後 オ 電波法第10条（落成後の検査）の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

- | | | |
|-------------------|-------------|--------------------|
| 1 工事落成の期限の日になったとき | 2 工事が落成したとき | 3 電波の型式、周波数及び空中線電力 |
| 4 無線設備 | 5 時計及び書類 | 6 計器及び予備品 |
| 7 その一部 | 8 当該検査 | 9 2週間以内に |
| | | 10 1月以内に |

B－2 電波法施行規則の用語の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「基準周波数」とは、特性周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の特性周波数に対する偏位は、割当周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- イ 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで除去することができるものをいい、高調波発射、低調波発射及び寄生発射を含み、相互変調積及び帯域外発射を含まないものとする。
- ウ 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- エ 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- オ 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

B－3 無線局（登録局を除く。）の主任無線従事者の職務に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- イ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務省令で定める手続により総務大臣に報告すること。
- ウ 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- エ 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- オ 無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けること。

B－4 次の記述は、無線局の免許状等（注）に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 免許状又は登録状をいう。

- ① 無線局は、免許状に記載された ア （特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(4)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
- (1) 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- (2) 電波の規正に関する通信
- (3) 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する イ のために行う通信
- (4) (1)から(3)までに掲げる通信のほか電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に掲げる通信
- ③ 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、 ウ については、この限りでない。
- ④ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、 ウ については、この限りでない。
- (1) 免許状等に エ であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ⑤ 無線局は、免許状に記載された オ 内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1 無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項 | 2 目的又は通信の相手方若しくは通信事項 |
| 3 通信計画の作成 | 4 通信の訓練 |
| 5 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | |
| 6 遭難通信 | 7 記載されたものの範囲内 |
| 8 記載されたところのもの | 9 運用許容時間 |
| 10 運用義務時間 | |

B－5 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- イ 無線局の通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- ウ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は当該無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- エ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- オ 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効輻射電力^{かく}の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。